

名岐道路（一宮～一宮木曾川）計画段階環境配慮書（要約書）

令和2年4月 国土交通省 中部地方整備局

第1章 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所

項目	内容
事業予定者の名称	国土交通省 中部地方整備局
代表者の氏名	国土交通省 中部地方整備局長 勢田 昌功
事業予定者の住所	〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号

※上記、事業予定者は「概略計画の検討を実施した主体」である。

第2章 第一種事業の目的及び内容

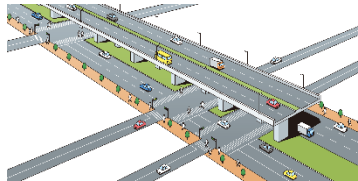
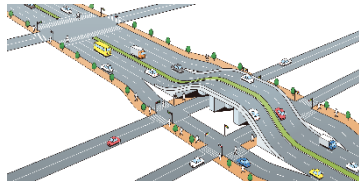
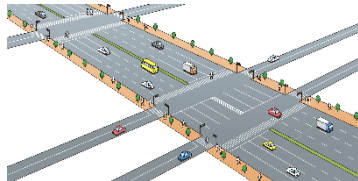
・第一種事業の目的及び内容

項目	内容
事業の名称	名岐道路（一宮～一宮木曾川）
事業の目的	<p>名岐道路は、国道22号と並行し、名古屋都市圏から尾張西部地区を經由して岐阜都市圏を結ぶ延長約10kmの路線計画です。</p> <p>本事業においては、一宮市街地にあたる名古屋高速一宮線一宮東出口から東海北陸自動車道一宮木曾川ICまでの延長約7.5kmを対象として整備を行います。</p> <p>国道22号一宮市街地付近は、渋滞・事故等が頻発しており、課題が顕著です。本事業により課題が解消され、「物流・産業」「渋滞」「事故」の3つの観点において、より良い地域づくりに寄与する事を目的としています。</p> <p>また、上記の地域の課題や将来像等を踏まえ、「1. 都市間の物流・人流アクセス性向上・産業活性化支援」「2. 国道22号等の交通の円滑化」「3. 国道22号等の交通安全の確保」の3つの政策目標を設定しています。</p>
事業実施想定区域の位置	起点・終点：愛知県一宮市
事業の規模	延長：約7.5km 車線数：4車線



図 事業実施想定区域の位置図

・複数案の設定

【案①】専用部整備案	【案②】部分立体案	【案③】平面8車線案
 <p>全線立体構造で整備し、地域交通と通過交通を分化することで、産業・物流拠点間的高速アクセス性・時間信頼性を向上させるとともに現道の渋滞や事故に対する課題解決を図る案</p>	 <p>信号が連続する区間において、部分的に立体構造で整備し、渋滞や事故に対して課題解決を図る案</p>	 <p>全線で現道を拡幅し、工事中の現道交通への影響を考慮しつつ、渋滞や事故に対して課題軽減を図る案</p>

第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

項目		内容
大気環境の状況	大気質	一般環境大気測定局が2局、自動車排出ガス測定局が1局あり、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は全ての地点で環境基準を達成しています。
	騒音	道路交通騒音の要請限度の調査地点が6地点あり、全ての地点で要請限度を達成しています。
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	動物	重要な動物としてカヤネズミ、ケリ、トノサマガエル、ドジョウ、ヤマトアシナガバチ、モノアラガイ等が生息するとされています。
	植物	重要な植物として、イヌスギナ、タコノアシ、カワヂシャ、ナガエミクリ等が生育するとされています。また、重要な植物個体として、一宮市指定天然記念物の蓮浄寺のクスノキ、常保寺のイチヨウ等が存在しています。
	生態系	陸域には「樹林地（人工林以外）、人工林、草地、人工草地、果樹園・畑地、水田、緑の多い住宅地・公園・墓地等、その他の市街地・工場地帯」、陸水域には「樹林地（人工林以外）、人工林、草地、開放水域、自然裸地、造成地」を生息・生育基盤とする生態系が成立しています。 また環境省が定める重要湿地である「木曾三川合流域の河川・水路・ため池群」（位置等は非公表）が一宮市に存在します。
景観		主要な眺望点として、138タワーパーク、一宮市役所、i-ビルがあります。景観資源として、木曾川、木曾川旧堤防・桜並木、大江川緑道、多加木緑道があります。

第4章 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの（1/3）

・計画段階配慮事項の選定

環境要素	影響要因	土地又は工作物の存在及び供用		選定理由
		道路の存在	自動車の走行	
大気環境の状況	大気質		○	事業実施想定区域及びその周囲には、集落・市街地が存在します。自動車の走行に伴い、大気質への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
	騒音		○	事業実施想定区域及びその周囲には、集落・市街地が存在します。自動車の走行に伴い、騒音への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	動物	○		事業実施想定区域及びその周囲には、重要な種が生息します。道路の存在に伴い、動物への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
	植物	○		事業実施想定区域及びその周囲には、重要な種・群落、巨樹・巨木林、天然記念物が生育します。道路の存在に伴い、植物への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
	生態系	○		事業実施想定区域及びその周囲には、まとまって存在する自然環境として重要湿地が存在します。道路の存在に伴い、生態系への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
景観		○		事業実施想定区域及びその周囲には、主要な眺望点、景観資源が存在しています。道路の存在に伴い、主要な眺望点、景観資源への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。

第4章 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの (2/3)

・調査、予測及び評価の結果

計画段階 配慮事項	検討対象	【案①】専用部整備案	【案②】部分立体案	【案③】平面8車線案
自動車の 走行による 大気質	集落・市街 地の位置	集落・市街地を通過し、道路の整備に伴い、交通量が増加すると考えられることから、影響を与える可能性はありますが、走行速度が向上するため、その程度は小さいと評価します。	集落・市街地を通過し、道路の整備に伴い、交通量が増加すると考えられることから、影響を与える可能性はありますが、走行速度がやや向上するため、その程度は小さいと評価します。	集落・市街地を通過し、道路の整備に伴い、交通量が増加すると考えられることから、影響を与える可能性はありますが、走行速度がやや向上するため、その程度は小さいと評価します。
		影響の程度は、走行速度が最も向上する案①が最も小さいと評価します。		
自動車の 走行による 騒音	集落・市街 地の位置	集落・市街地を通過し、道路の整備に伴い、交通量及び走行速度が増加すると考えられることから、供用時の交通量及び走行速度によっては、騒音に影響を与える可能性があると評価します。	集落・市街地を通過し、道路の整備に伴い、交通量及び走行速度が増加すると考えられることから、供用時の交通量及び走行速度によっては、騒音に影響を与える可能性があると評価します。	集落・市街地を通過し、道路の整備に伴い、交通量及び走行速度が増加すると考えられることから、供用時の交通量及び走行速度によっては、騒音に影響を与える可能性があると評価します。
		いずれの案も影響の程度は、同程度と評価します。		
道路の存在による 動物	重要な種 の生息地 等	既存資料により詳細な位置が特定できた重要な種の生息地を通過しないため、影響は小さいと評価します。また、既に改変されている国道22号を極力活用した構造を検討することから、動物への影響は回避、低減されるため小さいと評価します。	既存資料により詳細な位置が特定できた重要な種の生息地を通過しないため、影響は小さいと評価します。また、既に改変されている国道22号を極力活用した構造を検討することから、動物への影響は回避、低減されるため小さいと評価します。	既存資料により詳細な位置が特定できた重要な種の生息地を通過しないため、影響は小さいと評価します。また、既に改変されている国道22号を極力活用した構造を検討することから、動物への影響は回避、低減されるため小さいと評価します。
		いずれの案も同一ルートであるため、影響の程度は、同程度と評価します。		
道路の存在による 植物	重要な種・ 群落の生 育地等	既存資料により詳細な位置が特定できた天然記念物や巨樹・巨木林を通過すると予測されますが、その位置が特定できていることや、既に改変されている国道22号を極力活用した構造を検討することから、植物への影響は回避、低減されるため、小さいと評価します。	既存資料により詳細な位置が特定できた天然記念物や巨樹・巨木林を通過すると予測されますが、その位置が特定できていることや、既に改変されている国道22号を極力活用した構造を検討することから、植物への影響は回避、低減されるため、小さいと評価します。	既存資料により詳細な位置が特定できた天然記念物や巨樹・巨木林を通過すると予測されますが、その位置が特定できていることや、既に改変されている国道22号を極力活用した構造を検討することから、植物への影響は回避、低減されるため、小さいと評価します。
		いずれの案も同一ルートであるため、影響の程度は、同程度と評価します。		
道路の存在による 生態系	生態系の 保全上重 要であっ て、まと まって存 在する自 然環境	既存資料により確認できた、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境のうち、その一部である河川、水路が現在の国道22号と交差しているものの、その箇所はいずれも暗渠構造であることから、生態系の保全上重要な自然環境にはなりにくいため、生態系への影響は小さいと評価します。	既存資料により確認できた、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境のうち、その一部である河川、水路が現在の国道22号と交差しているものの、その箇所はいずれも暗渠構造であることから、生態系の保全上重要な自然環境にはなりにくいため、生態系への影響は小さいと評価します。	既存資料により確認できた、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境のうち、その一部である河川、水路が現在の国道22号と交差しているものの、その箇所はいずれも暗渠構造であることから、生態系の保全上重要な自然環境にはなりにくいため、生態系への影響は小さいと評価します。
		いずれの案も同一ルートであるため、影響の程度は、同程度と評価します。		

道路の存在による景観	重要な箇所	上空方向に構造物が連続的に構築されるため、景観への影響を与える可能性はありますが、事業実施想定区域は、既存の高速道路を含む人工物が多い地域で、重要な箇所(主要な眺望点、景観資源)を通過しないため、景観への影響は小さいと評価します。	上空方向に構造物が部分的に構築されるため、景観への影響を与える可能性はありますが、事業実施想定区域は、既存の高速道路を含む人工物が多い地域で、重要な箇所(主要な眺望点、景観資源)を通過しないため、景観への影響は小さいと評価します。	上空方向に構造物が構築されないことや重要な箇所(主要な眺望点、景観資源)を通過しないため、景観への影響は小さいと評価します。
		いずれの案も影響の程度は、同程度と評価します。		

第4章 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの(3/3)

・総合評価

【案①】専用部整備案	【案②】部分立体案	【案③】平面8車線案
<ul style="list-style-type: none"> ・大気質については、環境影響の程度が最も小さい評価。 ・騒音について、環境影響を与える可能性があるとして評価。 ・動物、植物、生態系、景観において、環境影響の程度が比較的小さいと評価。 	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音について、環境影響を与える可能性があるとして評価。 ・大気質、動物、植物、生態系、景観において、環境影響の程度が比較的小さいと評価。 	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音について、環境影響を与える可能性があるとして評価。 ・大気質、動物、植物、生態系、景観において、環境影響の程度が比較的小さいと評価。
<ul style="list-style-type: none"> ・大気質においては、案①が影響の程度が最も小さいと評価します。 ・騒音、動物、植物、生態系、景観については、影響の程度は、同程度と評価します 		
<p>※今後、具体的なルート位置や道路構造を決定する際は、できる限り市街地、重要な種の生息地等、重要な種・群落の生息地等、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を避けて計画します。</p> <p>※各検討対象について、回避が困難又は、必ずしも十分に低減されないおそれのある場合には、今後の環境影響評価の中で調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。</p>		

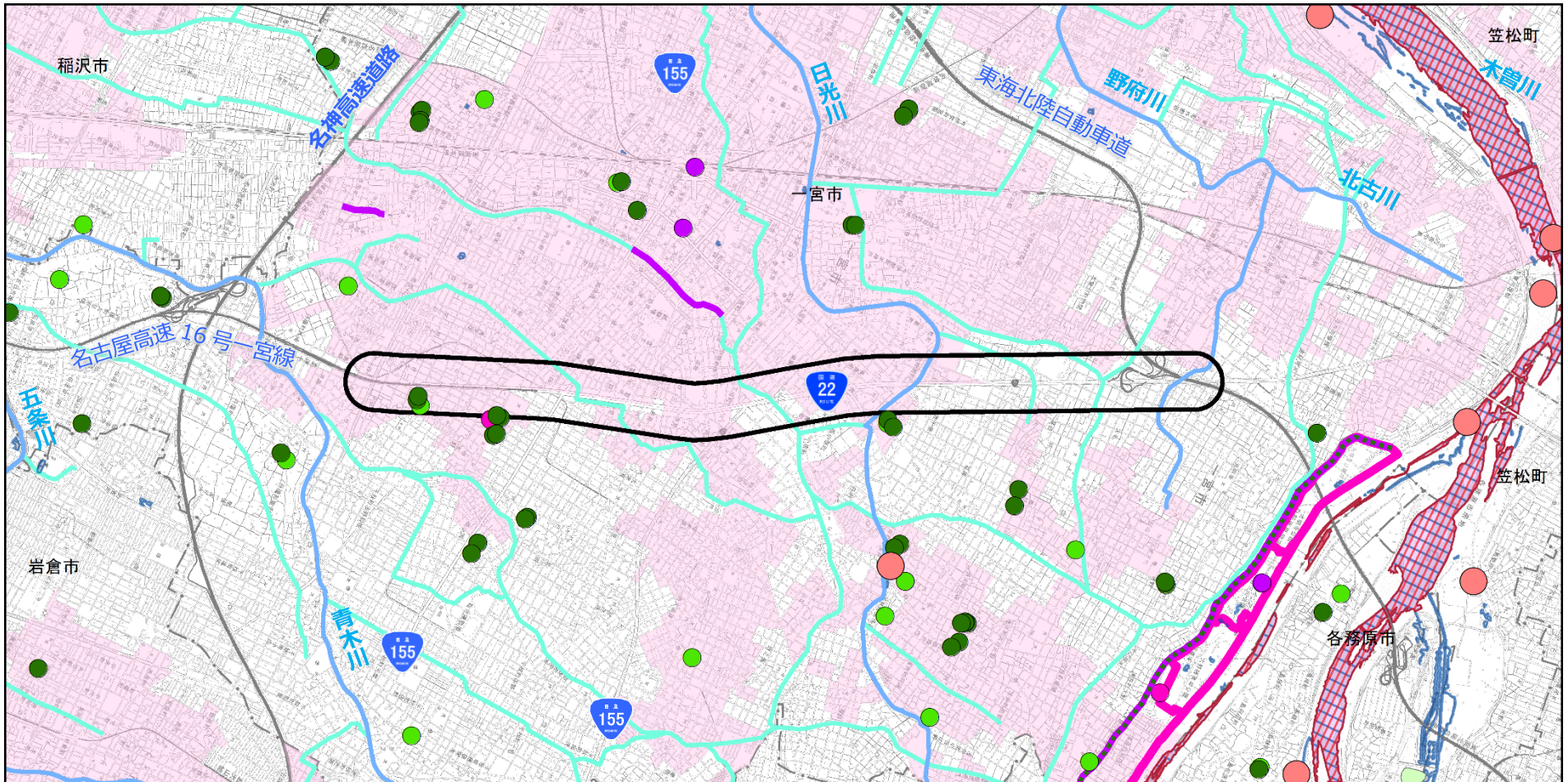
第5章 その他環境省令で定める事項/一般の環境の保全の見地からの意見と第一種事業を実施しようとする者の見解

・一般の環境の保全の見地からの意見と事業者の見解

ルート帯の検討の際に重視すべきという意見は「生活環境」が76%、「自然環境」が71%でした。

項目	住民等(事業所含む)からの主な意見	事業者の見解
環境全般	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全 ・大気、騒音等、周りの住民に配慮する。 ・人や環境への配慮を欠いてはいけない ・生活環境・自然環境には引き続き配慮してください。 ・子供達と将来のためにも、環境問題を考慮した改善をお願いします。 <p>上記意見を含む計 223 件</p>	<p>事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、生活環境、自然環境への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。</p> <p>また今後の環境影響評価の手続きにおいて、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。</p>
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音をなるべく抑えていただきたい。 ・騒音と近隣対策。 ・工事中の騒音・振動問題 ・工事中の周辺商業地区への騒音等の影響を心配している。 ・騒音振動に配慮した工事。 ・騒音がひどすぎる。消音できないのか。 	<p>事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、生活環境、自然環境への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。</p> <p>また今後の環境影響評価の手続きにおいて、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・排気ガス問題、住宅への配慮も重要視するべきではないか。 ・大気、騒音などの環境被害を受ける恐れのある施設を示すべき。 ・大気・騒音の具体的予測を示した配慮書に。 上記意見を含む計 44 件 	
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全 ・自然、動物、樹々や植物への影響を心配しています。 ・緑が多いといいです。 ・環境（植物など）に配慮して欲しい。 ・動物植物に優しい環境整備 ・自然環境への配慮。 上記意見を含む計 104 件 	<p>事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、生活環境、自然環境への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。また今後の環境影響評価の手続きにおいて、具体的なルート的位置や道路構造を決定する段階で、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。</p>



凡例

- | | | | | | | | |
|--|-------|--|--------|--|-------------------------|--|-----------------|
| | 重要な動物 | | 特定植物群落 | | まとめて存在する自然環境(木曾川水系、溜め池) | | 眺望点 |
| | 重要な魚類 | | 巨樹・巨木林 | | まとめて存在する自然環境(その他の水系の河川) | | 景観資源 |
| | | | 天然記念物 | | まとめて存在する自然環境(その他の水路等) | | 人と自然との触れ合いの活動の場 |
| | | | 天然記念物 | | | | 人と自然との触れ合いの活動の場 |
| | | | | | | | 集落・市街地 |

	【案1】専用部整備案
	【案2】部分立体案
	【案3】平面8車線案

